附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、附則第六条の改正規定中目次に係る部分は令和二年四月一日から、別紙様式目次に係る部分は公布の日から施行する。

（様式の特例）

第二条　この命令による改正前の別紙様式第十四号による組合員証、別紙様式第十九号による組合員被扶養者証、別紙様式第二十号による高齢受給者証、別紙様式第二十三号による特別療養証明書、別紙様式第二十五号による限度額適用認定証、別紙様式第二十五号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証、別紙様式第二十六号による特定疾病療養受療証、別紙様式第四十号による船員組合員証、別紙様式第四十一号による船員組合員被扶養者証、別紙様式第四十四号による船員組合員療養補償証明書、別紙様式第四十六号による任意継続組合員証及び別紙様式第四十六号の二による任意継続組合員被扶養者証は、当分の間、この命令による改正後の別紙様式第十四号、別紙様式第十九号、別紙様式第二十号、別紙様式第二十三号、別紙様式第二十五号、別紙様式第二十五号の二、別紙様式第二十六号、別紙様式第四十号、別紙様式第四十一号、別紙様式第四十四号、別紙様式第四十六号及び別紙様式第四十六号の二の様式によるものとみなす。

第三条　この命令の施行の際現に存するこの命令による改正前の別紙様式第十四号、別紙様式第十九号、別紙様式第二十号、別紙様式第二十三号、別紙様式第二十五号、別紙様式第二十五号の二、別紙様式第二十六号、別紙様式第四十号、別紙様式第四十一号、別紙様式第四十四号、別紙様式第四十六号及び別紙様式第四十六号の二の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

（地方公務員等共済組合法施行規程の一部改正）

第四条　地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（平成十七年総務省令第二号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同令による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程（次条において「平成十七年改正前施行規程」という。）別紙様式第二十号の規定の適用については、同様式（表）中「平成」とあるのは「令和」と、「番号」とあるのは「番号（枝番）」とする。

（読替え前の平成十七年改正前施行規程別紙様式の特例）

第五条　前条の規定による読替え前の平成十七年改正前施行規程別紙様式第二十号による高齢受給者証は、当分の間、同条の規定による読替え後の平成十七年改正前施行規程別紙様式第二十号の様式によるものとみなす。

2　この命令の施行の際現に存する前条の規定による読替え前の平成十七年改正前施行規程別紙様式第二十号の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

（地方公務員等共済組合法施行規程の一部改正）

第六条　地方公務員等共済組合法施行規程の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第二条の二）	第一章　総則（第一条・第二条）
［第二章～第六章　略］	［第二章～第六章　同上］
附則	附則
別紙様式	別紙様式
目次	目次
［別紙様式第１号～別紙様式第25号　略］	［別紙様式第１号～別紙様式第25号　同左］
別紙様式第25号の２　限度額適用・標準負担額減額認定証	別紙様式第25号の２　限度額適用・標準負担額適用認定証
［別紙様式第26号～別紙様式第47号の２　略］	［別紙様式第26号～別紙様式第47号の２　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。